

令和2年7月1日

保護者様

県立村上中等教育学校
校長 吉井 裕也

いじめ認知状況といじめへの対応について（お知らせ）

向暑の候、保護者の皆様におかれましては、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。日頃より当校の教育活動にご理解・ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、県教育委員会では、いじめ防止対策の推進に当たり、保護者や地域と一体となった体制の充実を図ることとしています。

ついては、下記のとおり、当校における昨年度のいじめ認知状況やいじめ対応についてお知らせします。今後は、より一層保護者と連携しいじめ防止対策を進めてまいりたいと考えていますので、ご理解、ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

記

1 令和元年度のいじめ認知状況について

当校では、昨年度32件のいじめを認知しました。主な様態の内訳は、以下のとおりです。

いいがかりをつけられたり、おどされたりした。	0件
冷やかされたり、からかわれたりした。	17件
仲間はずれにされたり、無視された。	2件
軽くぶつけられたり、叩かれたりした。	7件
お金や物をとられた。	0件
物を隠されたり、壊されたりした。	4件
嫌なことをされたり、させられたりした。	2件

当校においては、級友等による冷やかしやからかいが最も多く、「軽くぶつけられたり、叩かれたりした」7件も、悪ふざけの中で、軽く肩を叩いたり、足をかけたりしたという内容でした。また、「物を隠されたり、壊されたりした」4件は、私物にいたずらをされたケース、「嫌なことをされたり、させられたりした」2件は、SNSを利用した誹謗中傷のケースです。いずれの事案も、加害生徒には自分の行為がいじめに該当するという意識が希薄でした。今後の学習活動において、「いじめとは何か」を正しく理解させていくことが必要であると考えています。

2 当校のいじめ対応について

当校では、いじめ事案が発生した場合、以下のように対応しています。

① いじめの発見

- ・年4回のアンケートの実施
- ・SNS相談等による訴え
- ・面談や授業等における、日頃からの教職員の生徒観察
- ・本人や保護者からの相談

② 情報の共有

- ・生徒の人間関係に起因する問題が発覚した場合、迅速に生徒支援委員会を開催し、情報を収集、整理する。
- ・正確な事実関係を調査するための役割分担を決め、関係生徒からの聴き取りを実施する。
- ・学級担任は、保護者へ速やかに正確な事実を伝え、継続的に家庭との連携を図る。

③ 対応の決定

- ・再度、生徒支援委員会を開催し、聴き取りの結果を集約し、いじめの定義に基づいた認知を行う。
- ・関係生徒への支援や指導内容等、今後の対応方針について決定する。
- ・即日、学級担任から保護者へ連絡し、学校の対応方針について、理解、協力を求める。
- ・職員会議で、生徒支援委員会の結果を全職員に報告する。

※ 詳細は、4月に配付しました「学校いじめ防止基本方針」及び、「いじめ認知と対応に係るマニュアル」をご覧ください。ただし、今年度は、新型コロナウイルス感染症予防に伴う長期休業により、計画の一部を変更しておりますので、ご了承ください。

【参考】 いじめ防止対策推進法 第二条

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われる物を含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。